

公益社団法人兵庫県建築士会 建築物耐震判定委員会規程

(目的)

第1条 この規程は公益社団法人兵庫県建築士会（以下、「本会」という。）の定款第4条の規定によって「建築物耐震判定委員会」（以下、「委員会」という。）の運営、その他必要な事項を定めることを目的とする。

(業務)

第2条 委員会は、建築物の耐震性の確保を図るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年12月25日法律第123号）」（以下、「耐震改修促進法」という。）第17条に基づく計画認定にかかる建築物、同第14条に定める特定既存耐震不適格建築物及びこれに準ずる建築物、並びに「公立学校建物の耐震診断実施要綱」等に基づく公立学校施設等の耐震診断・耐震改修計画（以下、「耐震改修計画等」という）等について、申請者の依頼により、専門的観点のもとに審議を行い、その妥当性の評価を行う目的を達成するため次の業務を行う。

- 一 建築物の耐震診断報告書の審査、評価
- 二 建築物の耐震補強計画案の審査、評価
- 三 建築物の耐震補強設計工法に対する助言、提案
- 四 その他、耐震改修促進法の趣旨に基づき本会が必要と認める業務

(構成)

第3条 委員会の委員は、学識経験者（以下、「学識委員」という。）及び構造設計一級建築士の資格を有する実務経験者（以下、「実務委員」という。）の本会正会員を含む7名以上により構成する。ただし、学識委員は3名以上とする。

- 2 委員会に本会の会長が指名する委員長及び副委員長各1名を置く。
- 3 委員長は会務を総理する。また、副委員長は委員長を補佐する。
- 4 委員会の審議案件により、委員長が必要と判断する場合は、第1項の委員とは別に特別委員として出席を求め、意見を聴くことができる。

(委嘱)

第4条 委員会の委員は本会の会長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員長、副委員長及び委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 任期途中で交代する場合、前任の委員の任期期間とする。

(委員会)

第6条 委員会は委員長が召集する。

- 2 委員会の議長は、委員長が務める。
- 3 委員会は、委員長又は副委員長を含めた5名以上の委員の出席をもって成立する。ただし、書面その他によりあらかじめ意見の開陳のあった委員は、出席したものとみなすことができる。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
- 5 議長は、委員会の報告書を4半期ごとの理事会に提出しなければならない。

(事前審査)

第7条 委員長は、耐震改修計画等の的確な評価判定を行うため、個別案件ごとに委員の中から担当する審査委員として、委員のうちから2名以上を指名し、それらの者に事前審査をさせることができる。

- 2 前項の事前審査を行う委員は、申込者に対してヒアリングを2回程度実施し、審査の上、その結果を委員会に報告する。
- 3 申込者が提出した耐震診断等報告書の内容について、検討が不十分である場合または大きな錯誤がある場合、その審査に時間を要し、ヒアリングを3回以上実施する必要が生じた場合にあっても、事前審査は2ヶ月以内に終了する。
- 4 申込者に対してヒアリングを原則5回までとする。これ以上は実施しない。この場合、申込者に対して判定できない旨の文書をその理由を付し交付する。
- 5 前3項及び前4項の規程は、申込者の責に帰さない正当な理由がある場合は、適用しない。

(判定決議)

第8条 判定委員会の決議は、出席した委員の総意によることを原則とする。

- 2 決議が総意により得られないときは、多数決により決する。ただし、少数意見を付記するものとする。
- 3 委員が自ら又は3親等以内の親族若しくはその所属する法人等が関わった案件については、委員は当該案件の審議には加わらないものとする。

(意見の通知)

第9条 判定委員会により耐震改修計画等の判定に関する意見の決議が行われた場合、本会は速やかにその内容を申請者に通知するものとする。

(判定委員会議事録)

第10条 判定委員会は議事録を作成し、審査及び判定資料とともに、これらを15年間本会に保管する。

- 2 議事録は第7条第1項に定める委員が作成した上で、判定委員会に提出する。これらの委員を除いて、判定委員会に出席した委員のうち2名以上が議事録に署名する。

(守秘義務)

第11条 委員会の委員は、審議の過程で知りえた秘密を他人に漏らしてはならない。

(経費の支弁)

第12条 委員会業務の運営等に要する経費は、申込者の判定手数料収入により支弁することを原則とする。

- 2 判定手数料は別に定める。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項については、委員会の議を経て委員長が内規として別に定めることができる。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付 則

この規程は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 7 月 31 日から施行する。